

市 街 化 区 域

農地転用申請手続き提出書類一覧表 ・ チェックリスト

***市街化区域の農地転用については、改良区の見解書の添付は不要です。
事前に改良区への、お手続きは必要ありません。
(農業委員会からの報告に基づき、決済手続きが必要な場合は、後日通知いたします)**

提出書類	内 容	部数	様 式	チェック	
1	農地転用等の通知書 (兼 地区除外申請書)	農業委員会に、転用届出を提出する前に、除外手続きをされたい場合	1部	様式1号	
2	案内図	コピー可、申請地を赤色で表示	1部		
3	公 図	コピー可・3ヶ月以内のもの	1部		
4	土地登記簿謄本	コピー可・3ヶ月以内のもの	1部		
5	仮換地証明書の写し (区画整理中)	コピー可	1部		
6	委任状	4条:土地所有者 ----- 5条:土地所有者と譲受人	1部	任 意	
7	本人確認書(免許証等)	ご本人が申請される場合			

***その他必要な書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。**

決済金単価	区域により異なりますのでお問い合わせください
申請手数料	市街化区域は不要です

区域表・決済金

区域	登記地目	市 ・ 区	決済金単価
1部	田・畑	蓮田市 (根金・貝塚・閩戸・川島) の一部 岩槻区 (馬込・平林寺・金重・掛・本宿) の一部	480円/1㎡
2部	田・畑	蓮田市 (黒浜・江ヶ崎・笹山) の一部	400円/1㎡
3部	田	春日部市 (下蛭田・花積・道口蛭田・上蛭田) の一部	480円/1㎡
4部	田	岩槻区の一部 ・ 越谷市の一部	540円/1㎡
5部	田	岩槻区の一部 ・ 春日部市の一部 ・ 越谷市の一部	400円/1㎡

元荒川土地改良区 財務課

〒339-0016 さいたま市岩槻区大字新方須賀1160

TEL 048-799-0799

FAX 048-799-0800



農地転用等の通知書 (兼 地区除外申請書)

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による (許可の申請) 届出 にあたり、地区除外処理規程第2条の規定に基づき、あらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については、これを遵守し第6条の決済金については、所定の方法により納付します。

年 月 日

転用組合員(土地所有者・譲渡(貸)人)

住 所

氏 名 (印)

転用関係者(譲受(借)人)

住 所

氏 名 (印)

元荒川土地改良区理事長 様

記

1. 添付書類

- 案内図、公図(写)、登記簿謄本(写)、委任状 [各1部]
- その他特に土地改良区から提出を求められた資料

2. 転用予定日 年 月 日

3. 農業委員会(県知事)に (転用許可申請書) 転用届出書 を提出しようとする日

年 月 日

改良区 使用欄	区 域	部	第	号
------------	--------	---	---	---

捨印

捨印

4. 土地

市区	大字	小字・丁目	地番	地目	転用面積(m ²)	転用目的	土地所有者氏名

転用面積合計 m² 筆

地区除外処理規程による遵守事項(抜粋)

第 3 条

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- (2) 転用組合員、または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の毀損の復旧を行うこと。
- (3) 排水放流をするときは水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、放流水によって将来公害が生じた場合は、責任をもってこの解決をすること。
- (4) その他、土地改良区の事業に支障を生ずる事項については、必要な措置をとること。
- (5) 水路に対する汚物の投入禁止。
- (6) この土地改良区が施行する将来の事業に対する協力。
- (7) その他、この土地改良区の用水確保及び保全に反しないこと。
- (8) 土地改良区の定款及び規約による事項を完全に履行し、組合費賦課金その他の滞納がある場合は、滞納金を全部納入すること。

第 5 条

土地区画整理事業施行地区内の仮換地中の土地の転用については、当該土地区画整理組合がその土地区画整理事業に伴う減歩分の決済をした場合に限り仮換地の面積で決済をするものとし、これ以外は全て従前の面積で決済をするものとする。

また、採納分の土地についても地区除外の申請をしなければならない。

- 注 (1) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の小作者も転用関係者として連署すること。
- (2) 転用目的については工場敷地、住宅地、倉庫敷地等の使用目的を記載すること。

改良区 使用欄	区域	部 第	号
------------	----	-----	---